

会社法第782条第1項に定める事前開示書類
(吸収分割に関する事前開示書類)

2022年9月8日
株式会社セラク

2022年9月8日

会社法第782条第1項に定める事前開示書類
(吸収分割に関する事前開示書類)

東京都新宿区西新宿七丁目5番25号
株式会社セラク
代表取締役 宮崎 龍己

株式会社セラク（以下「当社」といいます）と当社の完全子会社である株式会社セラクCCC（以下「分割承継会社」といいます）は、両当事者間で締結した2022年8月26日付吸収分割契約書（以下「本契約」といいます）に基づき、当社が有するカスタマーサクセスソリューション事業に関する権利義務を、2022年12月1日を効力発生日として、分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）を行うことにいたしました。

本吸収分割を行うに際し、会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、当社においては会社法第784条第2項に規定する簡易分割となります。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

分割承継会社は、本吸収分割に際して、株式、金銭、その他の財産を交付しませんが、当社は分割承継会社の発行済株式の全部を所有していることから相当であると判断しております。

3. 会社法第758条第8号に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定めに関する事項

該当事項はございません。

5. 分割承継会社の計算書類等に関する事項

分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は別紙2のとおりです。

なお、別紙2の計算書類等の会社名は、分割承継会社の旧商号である株式会社セラクECAとなっております。

また、分割承継会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みに関する事項

当社の2021年8月31日現在の貸借対照表における資産、負債及び純資産の額並びに本吸収分割後の当社の資産、負債及び純資産の予測額によると、本吸収分割後の当社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。

また、当社の本吸収分割後の事業活動において、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在予想されておりません。

よって、当社は、本吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

分割承継会社の2021年8月31日現在の貸借対照表における資産、負債及び純資産の額並びに本吸収分割後の当社の資産、負債及び純資産の予測額によると、本吸収分割後の分割承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。

また、分割承継会社の本吸収分割後の事業活動において、分割承継会社の負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在予想されておりません。

よって、当社は、本吸収分割が効力を生ずる日以後における分割承継会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

吸収分割契約書

株式会社セラク（以下「甲」という）および株式会社セラクCCC（以下「乙」という）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件会社分割」という）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、第4条に定める本件効力発生日をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲のカスタマーサクセスソリューション事業（以下「本件対象事業」という）に関して有する第2条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（承継する権利義務）

1. 甲は、2022年5月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除した、別紙に定める本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を、本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第3条（分割対価の交付）

乙は、本件会社分割に際して、甲に対し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第4条（効力発生日）

本件会社分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という）は、2022年12月1日とする。但し、本件会社分割の手続きの進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（分割承認株主総会）

1. 甲は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本会社分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本会社分割を行う。

第6条（競業禁止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

第7条（会社財産の管理等）

本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業に係る業務の執行及び財産の管理をし、本件会社分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、予め両者協議するものとする。

第8条（本契約の変更等）

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業または本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の上、本契約に定める本件会社分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本件効力発生日の直前時までには本件会社分割について関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合は、甲または乙は相手方に通知して本契約を解除できる。

第10条（承継する権利義務）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年8月26日

甲：東京都新宿区西新宿七丁目5番25号
株式会社セラク
代表取締役 宮崎龍己

乙：東京都新宿区西新宿七丁目5番25号
株式会社セラクCCC
代表取締役 宮崎龍己

別紙 「承継する資産・債務、権利・義務の明細」

1. 資産

(1) 流動資産

- ① 現預金
- ② 本件対象事業に属する売掛債権およびその他の流動資産

2. 債務

(1) 流動負債

本件対象事業に属する買掛金、未払金、未払費用、預り金、賞与引当金等の流動負債

(2) 固定負債

本件対象事業に属する退職給付引当金等の固定負債

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

本件対象事業に主として従事する従業員のうち、2022年9月8日までに甲と乙との間で書面により合意した者との間の雇用契約

(2) その他の契約

本件対象事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

以 上

(別紙2)

事業報告

第3期

〔2020年9月1日から
2021年8月31日まで〕

株式会社セラクE C A

事業報告

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症により緊急事態宣言が度々発令されたことで社会経済活動が抑制され、景況は依然として厳しい状況となっております。

このような状況の中、業務効率の向上を図るなど、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた活動を行いました。

以上の結果、当社の売上高は2,835千円(前期比89.9%減)、営業損失は1,872千円(前期は営業損失13,871千円)、経常利益は225千円(前期は経常損失13,870千円)、当期純利益は45千円(前期は当期純損失14,050千円)となりました。

なお、当社の事業は、単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

コロナ禍により営業活動に制限を受けている状況ですが、株式会社セラクグループとしての強みを最大限に発揮し、新型コロナウイルス感染症収束後に安定的な収益の確保を目指します。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第1期 2019年8月期	第2期 2020年8月期	第3期 (当期) 2021年8月期
売上高	13,252 千円	27,920 千円	2,835 千円
経常利益	△25,927 千円	△13,870 千円	225 千円
当期純利益	△26,092 千円	△14,050 千円	45 千円
1株当たり当期純利益	△13,046.09 円	△7,025.17 円	22.69 円
総資産	76,842 千円	63,891 千円	60,313 千円
純資産	73,907 千円	59,857 千円	59,902 千円
1株当たり純資産	36,953.91 円	29,928.74 円	29,951.43 円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社セラクであり、同社は当社の株式を2,000株（出資比率100%）保有しております。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2021年8月31日現在）

事業	主要サービス
人材紹介事業	有料職業紹介・人材派遣・IT技術教育

(8) 主要な事業所（2021年8月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都新宿区西新宿七丁目5番25号

(9) 従業員の状況 (2021年8月31日現在)

従業員数	前期末比増減
0 名	△ 4 名

(注) 1. 従業員数は、就業従業員数であります。

(10) 主要な借入先 (2021年8月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 8,000株

(2) 発行済株式の総数 2,000株

(3) 株主数 1名

(4) 株主数

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
株式会社セラク	2,000株	100.00%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	宮崎龍己	株式会社セラク 代表取締役 株式会社宮崎 代表取締役
取締役	宮崎浩美	株式会社セラク 専務取締役 株式会社ピースエンジニアリング 取締役
取締役	小関智春	株式会社セラク 常務取締役 株式会社ピースエンジニアリング 代表取締役
監査役	吉本寿樹	株式会社セラク 常勤監査役 株式会社ピースエンジニアリング 監査役

4. 決算後に生じた会社の状況に関する重要な事実

特記すべき重要な事実はありません。

貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	60,313	流動負債	410
現金及び預金	59,668	未払金	230
未収消費税等	625	未払法人税等	180
その他の	18	負債合計	410
		(純資産の部)	
		株主資本	59,902
		資本金	100,000
		利益剰余金	△ 40,097
		その他利益剰余金	△ 40,097
		繰越利益剰余金	△ 40,097
		純資産合計	59,902
資産合計	60,313	負債・純資産合計	60,313

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,835
売 上 総 利 益		2,835
販売費及び一般管理費		4,708
営 業 利 益		△ 1,872
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	0	
雑 収 入	2,097	2,098
経 常 利 益		225
税 引 前 当 期 純 利 益		225
法人税、住民税及び事業税		180
当 期 純 利 益		45

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金		株主資本 合 計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
		繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	100,000	△ 40,142	△ 40,142	59,857	59,857
事業年度中の変動額					
当期純利益		45	45	45	45
事業年度中の変動額計		45	45	45	45
当 期 末 残 高	100,000	△ 40,097	△ 40,097	59,902	59,902

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,000	－	－	2,000

監査役の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

監査役として私は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役として私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2021年10月25日

株式会社セラクE C A

監 査 役 吉 本 寿 樹 ㊞

以 上